

ドイツにおける高齢者介護制度と高齢者の権利保障 (二・完)

田中克志

- 一 はじめに
  - 二 公的介護保険法による要介護高齢者の権利保障  
(三卷三・四号)
  - 三 ホーム法による要介護高齢者の権利保障
  - 四 むすび
- 三 ホーム法による要介護高齢者の権利保障
  - 一 ホーム法と介護保険

ホーム法<sup>(1)</sup>は、その目的を「ホームへの受け入れに係わりホー

ドイツにおける高齢者介護制度と高齢者の権利保障(二・完)

ムの入居者及び入居希望者の利益と欲求を侵害から保護すること、  
とくにホームの入居者の自立と自己責任を保持すること」(HeimG  
二条一号)とする。そして、ホーム法の適用があるホームを定義  
して(HeimG一条一項)、「高齢者若しくは要介護の、又は障害  
のある成年者を一時的ではなく受け入れるホーム」(HeimG一  
条一項)であり、「有料で経営され、入居者の変動及び員数に係  
わりなく」、「宿泊の提供とあわせ、賄い(Verpflegung)及び  
世話(Betreuung)を提供する」(Unterbringung)として目  
的として経営される施設(Einrichtung)となる。

当初のホーム法では、これを「高齢者ホーム(Altenheim)」、  
高齢者住宅(Altenwohnheim)」、介護ホーム(Pflegeheim)

その他これに類する施設」との明示がなされていたが、これが一九九〇年に、改正の主要点の一つであるが、削除された。それは、この表示に条件なしではあてはまらないホーム経営の形態・混合形態が現れてきたからである。<sup>(2)</sup>

とはいえ、高齢者住宅、高齢者ホーム、介護ホームがホーム法の適用があるホームの代表例である。<sup>(3)</sup> 高齢者住宅は、高齢者が、一人又は夫婦で、自分の独立した住居で生活するものである。希望があれば、追加として賄い、世話、一時的な介護を受けることができる。高齢者ホームでは、高齢者は、要介護ではないが、家事をすることができず、完全な宿泊、賄い、世話を受ける。高齢者の介護ホームは、高齢者が、要介護状態のため、完全な宿泊、賄い、世話そして介護を受ける施設である。

そして、ホーム法の適用があるホームについては、その設置者と入居者との間でホーム契約が締結を義務付けられている（HeimG 四条一項）。そのホーム契約には、書面によって、とりわけホームの設置者が提供する給付、すなわち宿泊の受け入れ、食事の提供そして世話が個別に記載され、これに関し支払うべき費用が示されなければならない（HeimG 四条二項）。<sup>(4)</sup>

介護保険の導入により、いわゆる完全施設介護の一般介護給付

（Allgemeine Pflegeleistungen）<sup>(5)</sup>の費用を介護金庫が負担することとなったことに伴い、右のことに関係し、一九九四年に、つぎのようなホーム法の改正がなされている。すなわち、介護保険の被保険者である入居者が、介護保険法四二条（短期介護）及び四三条（完全施設介護）により給付を請求する場合、ホーム契約には、一般介護給付、宿泊及び食事の世話（いわゆるホテル費用）そして追加給付に関するホーム設置者の給付が個別に規定され、これに対する費用が別に決められなければならない（HeimG 四二条一項一文）。そして、ホーム設置者は、一般介護給付に関する費用を、これを介護金庫が負担すべき限り、当該介護金庫に直接請求することができるものとする（HeimG 四二条三項）。  
いずれにしてもホームでの介護は、これが介護保険に基づくものであっても、ホームの設置者が給付することに変わりはない。そこで、以下、ホーム法が規定するホーム契約の内容実現・質確保の方策をみておきたい。

## 2 国家による権利実現

### (1) 開業の事前届出と審査

ホームの経営をなす者は、これを開業予定の遅くとも三カ月前には設置者の名称・住所など法定の事項を所轄官庁に届けることが義務付けられている(HeimG七条一項)<sup>(6)</sup>。ホームの設置者がこの届出を懈怠し、又は不完全な申立てをした場合には、ホームの経営はこれを禁止することができる(HeimG二六条二項一号)。また、この届出を故意又は過失により怠った者は、秩序違反として(Ordnungswidrig)、一万マルク以下の罰金に処せられる(HeimG一七条二項一号、三項)。

この届出によって、所轄官庁は、これが欠けていればホームの経営が禁止されることとなる(HeimG二六条一項)。ホーム経営の要件(HeimG六条)を審査することとなる。すなわち、①ホームの設置者が必要な信頼性、とくにホーム経営のための経済的な能力を有しているか、②入居者の利益及び欲求の保持、とくに医療的又は健康のための世話が確実であるか、③入居者が要介護であるかぎり、ホームにおいて又は適切な他の方法によって、その

世話が保証されているか、とくに職員の数とその仕事に対する人格的・専門的な適性が十分であるか、④建築及び要員に関する法定の要件が遵守されているか、⑤提供される給付と要求される費用との間に不均衡がないか、そして、⑥ホーム保証令の諸規定の遵守がなされているか、である。

一九九〇年の改正法(以下、旧HeimGとする。)では、ホームの経営は許可制をとっていたが、おおきな例外があった。経営の届出は「同時に」<sup>(11)</sup>との規定であったが、これは開業開始と同日にと解されていた。そして、許可の付与のさいに不許可事由(旧HeimG六条三項)が存在していたことが明らかになったときには、許可は取り消され(旧HeimG一五条一項)、後日、不許可を正当化するような事実が生じたときには、許可は撤回され(旧HeimG一五条二項)、また、ホームの経営は禁止される(旧HeimG一六条一項)こととなっていた。

一九九七年の改正では、私的な営利のホーム設置者に関して存在していた許可義務が、すべての設置者にとっての統一的な届出義務にとって代わられた。

(2) 所轄官庁の監督

ホームは、所轄官庁の頻繁な検査 (Prüfung) によって、監督 (Überwachung) される。そして、ホームの設置者及び施設長は、所轄官庁に対して、ホーム法及びホーム法に基づき制定された法令を実施するにあたって必要な情報を、口頭又は文書によって、相当の期間内に、かつ無償で与えなければならない (HeimG 九条一項)。

所轄官庁によりホームの監督を委託された者は、ホームに利用されている土地と建物をこれが入居者の居住権の支配下にないかぎり、通常の営業時間のあいだに立ち入り、そこで、検査と視察を行い、情報提供義務者の業務資料を閲覧し、入居者と連絡をとり、職員に質問をする権限を有する (同条二項)。情報提供義務を負うホームの設置者及び施設長は、また、右の措置をも受認しなければならない。

そこで、ホームの設置者には、かかる所轄官庁の閲覧に備えて、ホームの経営に関する記録のみならずその他ホームの経営に関する資料・証拠を保管する義務が課せられているのである (HeimG 八条二項)。

他方、ホーム監督の権限ある官庁は、労働省等に、求めがあれ  
ば、社会法典一部による任務を遂行するに必要な事情に関する  
情報を提供する義務を負う。また、監督の成果は、指示  
(Anordnung) (HeimG 二条) を開始する契機となる。

(3) 助言・指示

ホーム法は、ホームのことからに関する助言 (Beratung) を  
進めることを目的の一つとするが (HeimG 二条一項二号)、具  
体的にはつぎのような規定 (HeimG 一条) をおいている。

所轄官庁が、申し出によるもの、なすべきこととして、①利  
害関係を有する者に第一条の意味でのホーム及びかかるホーム入  
居者の権利・義務に関する情報を提供すること、②第一条の意味  
でのホームの建設にむけて努めているか、かかるホームを経営す  
る者及び設置者にホームの建設計画及び経営にさいして助言をす  
ること、である。

また、ホームに欠陥 (Mängel) がある場合、その欠陥の排除  
の可能性について、所轄官庁は、設置者に対して、その団体の関  
与のもと助言するものとする。また、ホーム経営の開始前、届出

(HeimG七条) によって欠陥が確認された場合も同様である。

この欠陥の排除について成果がない場合、ホームの設置者に対して、入居者の福祉に対する侵害の除去若しくは侵害を防止すること又は費用とホームの給付との間の不均衡を回避するに必要な指示をなすことができる。また、ホーム経営の開始前、届出(HeimG七条) によって欠陥が確認された場合も同様である(HeimG二二条一項)。

こうした助言・指示という手順は、ホーム設置者の自主性・自立性を尊重した(HeimG二二条二項) ものとされる。<sup>(14)</sup>

もっとも、ホームの設置者が、右の指示に相当の期間内に従わないときは、経営が禁止されることができる(HeimG一六条二項二号)。また、故意又は過失により、実行可能な指示に応じないか、正しく応じないか、完全に応じないか、又は相当なときに応じないときは、秩序違反として、五千マルク以下の罰金に処せられる(HeimG一七条二項四号)。

### 3 入居者による権利実現

ホーム法の制定当初から、入居者の地位を高めるため、入居者

ドイツにおける高齢者介護制度と高齢者の権利保障(一・完)

に認められているのが、宿泊、滞在条件、ホーム規則、賄い、休暇の行事などの経営のことに関する協議権(Mitwirkungsrecht)である。この協議権は、二年ごとに選挙によって選ばれた機関であるホーム協議会(Heimbeirat) によって行使される(HeimG五条一項)。<sup>(15)</sup>

しかし、判断能力に陰りがみえる、あるいはこれを喪失した高齢の入居者が少なくないと、ホーム協議会の成立そのものもが難しくなる。<sup>(16)</sup> 一九九〇年のホーム法改正では、ホーム協議会が構成されることができない時のために、その任務を引き受けるホーム代弁者(Heimfürsprecher) の制度(HeimG五条二項) が新設された。<sup>(17)</sup> これは、ホーム法の施行後、ホームのおよそ四分の一において、入居者の精神的、肉体的又は心的障害のために、ホーム協議会が作ることができない、という事情が考慮されたからと<sup>(18)</sup>いう。

ホーム協議会の任務としては、①ホームの入居者に有用なホーム経営の措置をホームの施設長又は設置者に提案すること、②入居者の提案及び苦情を受理し、必要な場合には施設長との、又は特別な場合には設置者と交渉し解決すべく努めること、③ホームにおいて入居者の統合を促進することなどである(Heimtitw

W11九条。

さらに、ホーム協議会の任務の一つが、以下のことから関し、施設長又は設置者の決定に協働することである。①入居者のための模範契約とホーム規則の作成又は変更、③ホーム費用基準の変更、④催し物の計画と実施、⑤レクリエーション、⑥宿泊、世話介護、⑦ホーム経営の拡大、縮小、又は廃止、⑧他のホームとの合併、⑨ホーム又はその部門の種類と目的の変更、⑩ホームの全面的な建築上の改築又は修理である（Hermitiv W11〇条）。

すなわち、協議とは、ホーム協議会に対して、ホームの経営に係わる事項に関し、ホーム設置者が決定する前に、適宜にかつ包括的に照会され、審議され、その提案及び懸念は、ホーム設置者が決定するさいに、考慮されなければならない、ということである。<sup>(19)</sup>

もちろん、右の事項に関する協議は、共同決定（Mitbestimmung）ではなく、最終的な決定及び責任はホームの設置者にある。とはいえ、入居者個々人の活動と自発性を活発にし、文化的・社会的生活への参加を推進することからも、特別の実際の意義があるとされている。<sup>(20)</sup>

(1) 一九七四年に成立したホーム法は、一五年以上も現行法の地位を保持したが、一九九〇年に大きく改正された。その後、介護保険との関係で、九四年と九七年に条文の追加と改正が行われている。

ホーム法制定前にも、高齢者ホームに入居している高齢者を保護する立法の取組みはなされていた。一九六七年の営業法（Gewerbeordnung）三八条の改正が重要な第一歩であるが、これは、州政府に、法令により、営利の高齢者ホーム、高齢者住宅、高齢者介護ホームに関する最低条件を決める権限を付与したものであった。しかし、州政府に予防的な審査のための手段を与えていなかったことから、営利のホームは、許可なく、したがって施設とその施設長の適性及び設置者の信頼性をあらかじめ審査されることなく、開業することができた。かかる規定はホーム入居者の保護にとって不十分であった（Dahlem/ Giese/Ig/Klie, Das Heimgesetz, 15. Lfg., 1993, S. 1.）。

なお、ドイツ・ホーム法に関する邦語文献として、一九九〇年改正法以前に関しては、本沢巳代子「西ドイツ老人ホーム法の実証的研究」『経済研究三四巻二号（一九八九年）

八三頁以下、藤井俊二「西ドイツにおける有料老人ホーム利用契約」ジュリスト九四九号（一九九〇年）三七頁以下、一九九〇年改正を踏まえたものとして、濱田俊郎「老人ホーム契約の展望」ドイツの「ホーム法」改正を契機として」ジュリスト九七二号（一九九一年）四四頁以下、本沢「ドイツのホーム法と施設介護の質の確保」公的介護保険導入の前提条件として」経済研究四〇巻二号（一九九五年）一五一頁以下がある。

(2) Dahlem/Giese/fgJ/Klie, a. O., S. 16. また、短期介護ホームにもホーム法が適用されることとなった (HeimG 一条 1 a 項)。

(3) 各タイプのホームの施設数・収容定員について、これをヘッセン州を例にとれば、一九九六年半ばで、高齢者住宅が、四二、高齢者ホームが、五二、高齢者介護ホームが、二二四、混合型施設が、二五一である (以下、ヘッセン州高齢者政策基本計画 Wie wir im Alter leben wollen. Politik für ältere Menschen in Hessen 1988 による)。

さらに、各ホームの収容定員に関し、その変化をみると興味ある結果がでている。

ドイツにおける高齢者介護制度と高齢者の権利保障(二・完)

ホームの収容定員	1988年	1996年	変	動
高 齢 者 住 宅	20,581	8,540	-12,041	-58.5%
高 齢 者 ホ ー ム	13,265	8,906	-4,359	32.9%
高 齢 者 介 護 ホ ー ム	22,266	30,056	+7,790	+35.0%
総 計	56,112	47,502	-8,610	-15.3%

ホームの収容定員の総計が八、六一〇も減少しているが、それは、必要のない収容定員の削減とともに高齢者介護ホーム及び世話付き住宅 (Betreutes Wohnen) への転換によるものとされている。そこで、州の投資推進計画では、

高齢者のニーズに合わなくなった高齢者ホームの収容定員は、推進せずに、介護定員又は世話付き住宅の提供に転換することとし、これを投資推進における計画策定の重点とする。もっとも、世話付き住宅に関しては、消費者保護の観点から、手引書の編集・発行など、これの質の向上を図る政策が示めされている。

筆者が訪問調査したフランクフルト市所在の複数の高齢者ホームにおいても、介護保険の導入後重度の要介護高齢者が増加しているとのことである。あるホームでは、入居者の平均年齢が八七歳(一九九八年)であった。

(4) 契約内容の明確化の要請に基づく規定である。Kunz/Ruf/Wiedemann, *Heimgesetz* 1995, S. 61. の「*ホーム契約は、枠組契約に依拠して、その内容が決められている。*」

(5) 要介護者の世話に関し、要介護状態の種類・程度により必要とされる介護施設のすべての介護給付のこと(SGB XI 四三条二項)。

(6) 届出事項は、設置者の名称・住所、種類、場所、収容定員、施設長の教育及び職歴である。また、添付物として、介護

提供契約(SGB XI 二条)、投資費用の融資資料、契約書の見本、設置者の定款、そしてホーム規則(HeimG七条一項)。ホームの種類の変更など届出後の変更についても同様である(HeimG七条二項)。また、ホームの経営を全部又は一部につき中止する場合も届出が必要である(HeimG七条三項)。

(7) Verordnung über bauliche Mindestanforderungen für Altenheime, Altenwohnheime, und Pflegeheime für Volljährige vom 3. Mai 1983.

(8) Verordnung über personale Anforderungen für Heim vom 19. Juli 1983.

(9) Verordnung über die Pflichten der Träger von Altenwohnheim und Pflegeheimen für Volljährige im Falle der Entgegennahme von Leistungen zum Zwecke der Unterbringung eines Bewohners oder Bewohners vom 24. April 1978.

(10) 例外は、州、市町村、市町村連合その他公法上の法人又は連邦扶助法一〇条一項の意味での設置者によって維持されるホームであった(HeimG六条一項)。



(11) Kunz/Ruf/Wiedemann, a. a. O., S. 118.

(12) 居住権 (Hausrecht) とは、居住空間を自由に利用し、それゆえそこに立ち入る者を決めることができる権利のこと (Kunz/Ruf/Wiedemann, a. a. O., S. 132.)。

(13) 故意又は過失により、情報を提供せず、情報を正しく提供せず、情報を完全に提供しない者は、秩序違反として五千マルクの罰金に処せられる。また、右の措置を故意又は過失により受け入れない者も同様とされている (法一七条二項三号、三項)。

(14) Kunz/Ruf/Wiedemann, a. a. O., S. 51.

(15) ホーム協議会の選挙、その任務、ホームの施設長・設置者の支援などに関する詳細は、Verordnung über die Mitwirkung der Heimbewohner in Angelegenheiten des Heimbetriebes vom 19. Juli 1976.

(16) ヘッセン州政府が編集した「高齢者支援の介護施設における労働のための専門的な指針」(Fachliche Leitlinien für die Arbeit in stationären Einrichtungen der Altenhilfe, 1995/S. 10) にあるように、重度の要介護入居者が高い割合の施設においても、ホーム協議会の形成のあらゆるドイツにおける高齢者介護制度と高齢者の権利保障(一・完)

可能性を汲み尽くすべきとする。そして、ホーム協議会の形成が不可能な場合の、考えうる代替として、①ホーム入居者、家族、ボランティアの職員からなる代替委員会、②通常の入居者会議、③ホーム代弁者、④信頼おける人、をあげている。

(17) ホーム代弁者の活動は、無償の、ボランティアである。その選任は、所轄官庁がホームの施設長と話し合って、行う。

ホームの入居者又はその代理人は、ホーム代弁者の選任の提案を所轄官庁にすることができる。所轄官庁は、入居者の協議が他の方法で担保されるならば、ホーム代表者の設置を見送ることができる (HeimG五条二項)。

(18) Kunz/Ruf/Wiedemann, a. a. O., S. 102.

(19) Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend (Hrsg.), Der Heimberrat, 1996, S. 6.

(20) Kunz/Ruf/Wiedemann, a. a. O., S. 5.

#### 四 おわりに

以上のごとく、介護給付の質確保に関し、施設介護においては

介護保険法とホーム法との、それぞれが規定する方策が重なり合うことになる。

ホーム法は、高齢者の利益を、ホームでの宿泊、随い、世話との関係において、とくに秩序法（Ordnungsrechtlich）的な又は監督法（Aufsichtsrechtlich）的な手法によつて、保護する保護法（Schutzgesetz）であつて、ホームの入居者や応募者に財政的援助を予定する給付法（Leistungsgesetz）ではない。高齢者における要介護の問題に存在する社会政策的な課題については、ホーム監督法の枠では解決されないこというまでもない。しかし、ホームの建築に関する最低条件の設定が、ホーム法の適用があるホームの水準向上に役だった。このことが、社会扶助と世話・看護の担い手の公的な財政に波及効果をもたらし、著しい財政的支出を、したがつて、ホーム費用に関する出費の押し上げを結果した。これが介護保険導入の一因であつた。<sup>(2)</sup>

他方、介護保険法に基づく介護給付の質確保は、費用負担者と給付提供者との、質の検査手続を含む質及び質確保の原則と基準に関して取り決められた合意によつており、契約法的な、いわば自己規律（Selbsterwaltung）によるものである。<sup>(3)</sup>しかし、この契約による取り決めは、ドイツ全域に適用され、すべての介護

金庫、その連合及び認可介護施設を直接拘束することから<sup>(4)</sup>（§80条）、法律に匹敵する拘束力を有しているともいえる。その他、介護金庫は、それぞれ、質の確保のために、①各施設担当の質監視人を委託するとか、②被保険者・家族のための苦情処理担当を任命するとか、あるいは③被保険者のためにホットラインを設置するなどの工夫をしている。<sup>(5)</sup>

こうした質の確保に関する介護保険法とホーム法による各制度は、お互いに排斥するものではなく、補うものである。<sup>(6)</sup>

施設介護の分野に対し、在宅・訪問介護の分野には、ホーム法の規定に類する保護規定は存在しない。国家の監督は、一般の営業法上の監視の枠で、これを行うことができるにすぎない。また、介護金庫は、訪問介護事業者の給付に関する質と経済性を審査している。<sup>(7)</sup>しかし、在宅・訪問介護の給付に係わつて問題も指摘されており、在宅・訪問介護サービスに関しホーム法のごとき規制法の制定が今後の課題とされよう。<sup>(8)</sup>連邦政府においても、これの検討をしているとのことである。<sup>(9)</sup>ただ、訪問・在宅介護の給付は、多くの場所に散在し、その給付過程は、全体として、統一性がなく、質確保の観点のもとでは、捉えることが難しいという問題が指摘されている。<sup>(11)</sup>

注目されるのが高齢者ホームの入居者自身によるホーム運営に  
 対する協議制度である。これは、国家的規制や介護給付提供者の  
 側による質確保の方策にならぶ、介護受給者自身による質確保・  
 ホーム契約の内容実現を図る方策である。もっとも、入居高齢者  
 にとって心身機能の低下は避けることができないが、一九九〇年  
 のホーム法改正によって新設されたホーム代弁者制度が協議制度  
 を補うこととなり、より一般的には、任意代理人 (Bevoll-  
 -machtigter) 又は同年の民法典改正によって制定された世話法  
 (Betreuungsrecht) による世話人 (Betreuer) がその役割を  
 担<sup>(12)</sup>う。

とはいえ、ドイツにおいて、介護給付の質確保に関する議論が  
 なされたのは、国際的には比較のおそく、介護保険の導入がその  
 重要な契機とな<sup>(13)</sup>った。ある論者によると、介護保険に特徴的にみ  
 られるように、社会給付の提供が給付提供者の競争のもとでなさ  
 れるときには、あらゆる市場におけると同様に、消費者保護がし  
 かるべく考慮されなければならない。消費者保護は、市場と競争  
 というメタルの他の面であり、社会給付の提供においては、とく  
 に質確保の措置によって消費者保護が図られる。ただ、ドイツで  
 は、サービス提供における顧客志向が、一般に、あたりまえのこ

ドイツにおける高齢者介護制度と高齢者の権利保障(二・完)

とではないことから、質確保という課題設定に対する理解が妨げ  
 られているとの指摘は興味深い<sup>(15)</sup>。

- (1) Dahlem/Giise/Igl/Klie, Heimgesetz, 1991, S.15.
- (2) 木下秀雄「ドイツにおける九〇年代要介護保護政策の動向」  
 法学雑誌三九卷一号(一九九二年)八八頁もホーム法の制  
 定・強化と介護保険導入との関連を指摘する。
- (3) Bundesministerium für Arbeit und Sozialordnung  
 (hrsg.), Bericht über die Entwicklung der  
 Pflegeversicherung 1998 S.45.
- (4) Gerhard Igl, Das neue Pflegeversicherungsrecht  
 1995, S.111.
- (5) Bericht, S. 45f.
- (6) そので、例えば、ヘッセン州政府は、双方の協働化をすす  
 ぬるため (Wie wir im Alter leben wollen-Politik  
 für ältere Menschen in Hessen, 1998)。
- (7) Bericht, S. 45.
- (8) 筆者が一九九八年九月に訪問調査したヘッセン州フランク  
 フルツェ世話・社会事務所 (Hessisches Amt für

Versorgung und Soziales Frankfurt) のハイドン (von der Heyden) 氏によれば、フランクフルトでは、訪問・在宅介護の提供事業において、例えば、無資格者や観光ビザで入国した東欧諸国の出身者が使われているなど大変面倒な問題があるとのことである。

- (9) わが国に関して論じたものとして、拙稿「有料老人ホームと地方自治体の高齢者施策」坂本重雄・山脇貞司編著『高齢者生活保障の法と政策』（多賀出版、一九九三年）一六五頁以下、「在宅福祉サービスと自治体の法的責任」坂本重雄・山脇貞司編著『高齢者介護の政策課題』（勤草書房、一九九六年）七一頁以下。

(10) Bericht, S. 45.

(11) Igl, a. a. O., S. 111.

- (12) 周知のように、ドイツの成年後見制度に関しては、多くの紹介・研究がある。そこで、ここでは、筆者が一九九八年一〇月にフランクフルト市の世話事務所 (Betreuungsstelle) にて行った訪問調査の結果をもとに、成年後見制度の実態の一端を紹介しておきたい。一九九七年末の統計であるが、フランクフルト市は人口約六五万人、区裁判所の後見裁判

官は七名、被世話人は四、七四三名、一九九七年の新規手続分は一、九三一名、うち世話事務所の扱いが一、三五九名、世話人には、ボランティア、職業世話人、協会世話人、官庁世話人など、ケースの難易によって分担しているが、世話事件の需要にはば対応できている。また、世話事務所は、予めの代理権付与をしておくように広報活動をしているとのことである。

- (13) 連邦社会扶助法に基づく施設によって提供される給付に関して、一九九四年になって初めて、質確保が報酬協定の対象となった (BSHG 九三条二項参照)。ここでは、質の確保は、まったく契約当事者に任されていた。それまで、社会的給付の質確保は、立法者によってなおざりにされていた (Igl, a. a. O., S. 110)。

(14) Igl, a. a. O., S. 108f.

- (15) 筆者が一九九八年九月に訪問調査したフランクフルト市所在のある民間の高齢者ホームの施設長が、ドイツでは、高齢者介護が伝統的にはキリスト教的な至福の仕事 (Sagenwerk) と考えられているが、そうではなく、これをサービスの提供 (Dienstleistung) として考えるべ

きと、盛んに強調していたのが印象的であった。もっとも、このホームに対する監督官庁の評判は芳しくはなかったが。

#### 〔追記〕

本稿は、文部省科学研究費（国際学術調査）「高齢者介護の政策体系と政策効果に関する西欧三カ国比較調査」（研究代表者 山脇貞司静岡大学教授）による調査・研究の成果の一部である。

なお、調査訪問・資料収集に関し、フランクフルト大学のマンフレット・ヴォルフ教授のほか、ドイツ・ヘッセン州及びフランクフルト市の関係機関及びフランクフルト市所在の多くの高齢者ホームに協力いただいた。記してお礼申し上げます。

#### 〈調査訪問〉

- Hessisches Landesamt für Versorgung und Soziales
- Betreuungsstelle der Stadt Frankfurt/M
- Bürgermeister-Gräf-Haus
- Haus Aja Textor-Goethe
- Johanna-Kircher-Altenhilfzentrum

ドイツにおける高齢者介護制度と高齢者の権利保障（一・完）

• Residenz Frankfurt GmbH

#### 〈資料提供〉

- Hessisches Ministerium für Frauen, Arbeit und Sozialordnung
- Alten- und Pflegeheim St. Josefshaus
- Altenheim Santa Teresa
- Alten- und Pflegeheim Nellmistrift
- Franziska-Schereier-Altenpflegeheim
- Altenheim St. Konrad
- Versorgungshaus und Wiesenhüttenstrift
- Weissfrauen und Deutsch-Ordens
- Altenpflege GmbH
- August-Stunz-Altenhilfzentrum
- Hufeland-Haus
- Altenheim Hohenwald
- Altenheim Kronthal
- Frankfurter Diakonissenhaus

